



埼玉県報

号外第 4 号
平成 28 年(2016 年)
2 月 10 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示 (薬務課)

告 示

埼玉県告示第百六十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ 一ーブチルーNー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）ー一Hーインドール
- ー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLーBICA）及びその塩類
- ロ ー一（五ーフルオロペンチル）ーNー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）
- ー一Hーピロロ「二・三ーb」ピリジンー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLー五FーP七AICA）及びその塩類
- ハ 二ー（八ーブロモー二・三・六・七ーテトラヒドロベンゾ「一・二ーb」四・五ーb」ジフランー四ーイル）エタンアミン（通称名二CーBーFLY）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年二月十一日